

小児・身障者割航空運賃、フェリー片道運賃還付申請期限について

令和3年度（令和3年4月1日～令和4年3月31日）の搭乗分の小児・身障者航空運賃、フェリー片道運賃について還付申請の受付を行っています。申請期限内に手続きよろしくお願ひします。

申請期限

令和4年4月5日（火）午後5時まで

※申請期限を過ぎると、還付請求出来ませんので、お早めの手続きをお願いいたします。

申請場所

商工観光課（久米島町役場2階）・具志川出張所（あじま～館）

午前8時30分～午後5時15分

手続きに必要なもの 毎回提出：離島住民カード（※）・障害者手帳（該当者の方のみ）



(飛行機)・飛行機に乗ったことを証明できる書類

- ・印鑑
- ・通帳の写し



(フェリー)・離島住民等交通コスト負担軽減

- 事業専用領収書（原本）
- ・印鑑
- ・通帳の写し



飛行機に乗ったこと証明できる書類について

A・搭乗券
・ご搭乗案内（レシートタイプ）
・搭乗証明書

B・eチケットの控え
・領収書

AとBの中からそれぞれ1点

- ・現金払い・クレジット払い以外のお支払い方法については還付対象外となります。
- ・eJALポイントは1ポイントでも使用した場合は対象外となります。

（※）離島住民カード発行後の還付申請となりますので、還付申請を受ける方は、お早めに離島カードの発行をお願いいたします。また、有効期限切れについても再発行後の申請となります。

詳細は久米島町
ホームページを
ご確認ください



飛行機



フェリー

【お問合せ】 商工観光課 ☎985-7131

公共下水道への接続をお願いします

公共下水道は、清潔で快適な生活環境や川や海の水質保全のために欠かす事のできない大切な施設です。

公共下水道が整備され、使用できるようになった区域では、トイレや台所、浴室などの汚水を直接公共下水道へ流していただくこととなります。接続へ皆様のご理解とご協力をお願いします。



接続工事について

くみ取り式便所や浄化槽を改造して下水道に接続する排水設備工事は、住民の皆様が費用を負担して行う工事となります。久米島町では排水設備工事のための手助けとして、無利子での改造資金の貸し付けを行っています。

また、公共下水道接続後、5年間は下水道料金を免除します。（新築・会社等は除く）

久米島町では「久米島町排水設備指定工事店」を定めています。指定工事店以外で排水設備工事を行うと、無資格工事となり、やり直しや罰則が科せられますのでご注意ください。

貸付制度、指定工事店について詳しくは担当者へお問い合わせください。



【お問合せ】 上下水道課 ☎985-2066

犬・猫の飼い主の皆さんへ

最近、多くの方々から犬や猫の苦情（ふん害・家の中に入ってくる等）が多く寄せられております。住民の方が快適に過ごせるように次のマナーを守りましょう！

ふんの始末はきちんとしましょう！

- ▶道路や公園など、みんなが利用するところを犬や猫のふんで汚さないようにしましょう。
- ▶散歩中のふんは、飼い主が直ちに取り除くようにして下さい。
- ▶ふんを取る袋などを持っていなかったり、夜だからといってそのままにしておくことがないように注意しましょう。

犬の放し飼いはやめましょう

- ▶犬の放し飼いが多数見かけられます。自分の犬は大人しいからといっても油断はできません。
- ▶放して遊ばせているときの咬傷事故やその犬の交通事故も発生しております。
- ▶散歩中も常にリードで繋ぎ、絶対に放し飼いをすることのないようにしましょう。

猫は室内飼育に努めましょう

- ▶猫の放し飼いやよく見かけられます。猫は飼い主の目の届かないところで何をしているのかわかりません。
- ▶糞尿で近所の人に迷惑をかけたり、猫が交通事故にあたり、野良猫から病気をうつされるおそれがあります
- ▶室内飼育に努めれば、上記の心配がなくなる利点があるので、猫は室内で飼うようにし猫用のトイレを室内に設置しましょう。

【お問合せ】 環境保全課 ☎985-7126

